クラブライセンス制度について

(Club Licensing System)

2010年5月

クラブライセンス制度とは

背景

- ・発祥はドイツサッカー協会のライセンス制度。毎年全クラブの リーグ戦への参加資格をチェックするための基準。
- ・ドイツの制度をもとに、UEFAが2004/2005シーズンより導入。 UEFAチャンピオンズリーグへの参加資格を定めた。
- 透明性の確保などを通じてUEFAチャンピオンズリーグの価値 向上に寄与したことから、FIFAも2007年10月にクラブライセン ス制度を承認し、2008年1月より導入。
- ・AFCは2009年3月、加盟国に対してACLの参加資格を定めるためにクラブライセンス制度の導入を通達し、2010年3月、2013年シーズンのACL参加資格としてのクラブライセンス導入を承認した。

1

目的

- ・サッカーに関するあらゆる基準の継続的な向上。
- 若手選手のトレーニングとケアを最優先課題とする。
- ・クラブの管理体制と組織の強化。
- ・設備の整った安全なスタジアムの確保。
- ・クラブの財務能力、信頼性の向上。債権者の保護。
- ・1シーズンにわたり大会を継続させる。
- 競技会における財務上のフェアプレーを監視する。
- 各クラブに以下の基準を提供する競技・施設・組織運営及び人事体制・財務・法務

ライセンサー(Licensor)と審査機関

- ・加盟協会、もしくは加盟協会から委任された 加盟リーグがライセンサーとなる。
- ライセンサーはライセンス交付システムを 運営管理する。
- ライセンサーは
 第一審機関(First Instance Body:FIB)、
 上訴機関(Appeals Body:AB)の2つの審査機関を
 設置する。

3

目的達成のための5つの審査基準項目

- 1. 競技基準(Sporting Criteria)
- 2. 施設基準 (Infrastructure Criteria)
- 3. 組織運営・人事体制基準 (Personnel and Administrative Criteria)
- 4. 財務基準(Financial Criteria)
- 5. 法務基準(Legal Criteria)

基準の等級づけ

5つの基準は以下の3カテゴリーに等級分けされる。

- a) A基準「必須要件」:
 A基準のいずれかを満たさない場合、ACLに参加するためのライセンスは交付されない。
- b) B基準「必須要件」:
 B基準のいずれかを満たさない場合、ライセンサー規定に従って制裁が加えられるが、ACL参加のライセンスを取得することは可能。
- c) C基準「ベストプラクティス」:
 C基準はベストプラクティスとして推奨される。C基準のいずれかを満たさなくとも、制裁やライセンス交付拒否につながることはない。

5

競技基準 (Sporting Criteria)

- 育成プログラムへの投資
- サッカー及びサッカー以外の教育の支援
- ・ユース選手の医療ケア促進
- ピッチ内外でのフェアプレーの実践

施設基準 (Infrastructure Criteria)

- 安全・快適なリーグ戦が可能なスタジアムの保有
- ・選手の技術向上に適したトレーニング施設の保有

7

組織運営・人事体制基準 (Personnel and Administrative Criteria)

- ・プロフェッショナルな運営の実現
- •スキルと経験を有する専門家登用の実現
- ・全選手への適切なコーチによるトレーニング 及び必要な医療支援の機会の確保

財務基準 (Financial Criteria)

- 経済的・財務的能力の向上
- 財務的透明性 信頼性の強化
- ・必要に応じた債権者の保護

a

法務基準 (Legal Criteria)

- ・競技会への参加に関する基準の遵守
- ・クラブ規約・登記簿の提出
- •クラブ所有権と管理形態の提出

審査機関1

第一審機関(First Instance Body:FIB)

- ライセンス交付の決定を行う。
- 3人以上の人員構成。
- JFA及びJリーグの職員を構成員にできる。
- 構成員は同時にJFAおよびJリーグの法的組織に属することはできない。
- 構成員中、一人以上の国家資格を有する弁護士及 び監査人を置く。

11

審査機関2

上訴機関(Appeals Body: AB)

- ライセンス申請者及びライセンサーの上訴について 裁定する。
- 3人以上の人員構成。
- JFA及びJリーグの職員は構成員になれない。
- 構成員は同時にJFAおよびJリーグの他の法的組織 または委員会の構成員にはなれない。
- 構成員中、一人以上の国家資格を有する弁護士及 び監査人を置く。

クラブライセンス 審査フロー

CAS

ライセンス交付の是非 についてABの決定に合 意できない場合、 提訴できる

上訴機関 (Appeal Body:AB)

ライセンス申請者及びライセンサーの上訴について裁定する。 3人以上の人員構成。

JFA及びJリーグの職員は構成員になれない。

構成員は同時にJFAの他の法的組織または委員会の構成員にはなれない。

構成員中、一人以上の国家資格を有する弁護士及び監査人を置く。

FIBの裁定に対する上訴受付機関

第一審機関(First Instance Body:FIB)

ライセンス交付の決定を行う。

3人以上の人員構成。

JFA及びJリーグの職員を構成員にできる。

構成員は同時にJFAの法的組織に属することはできない。

構成員中、一人以上の国家資格を有する弁護士及び監査人を置く。

ライセンス交付審議機関

ライセンスマネージャー(LM)

クラブライセンス事務局

競技

- ・育成への投資
- サッカーを含む 教育の支援
- ・医療ケア促進
- ・フェアプレーの 実践

施設

- 安全・快適なリー グ戦可能なスタジ アムの保有
- 選手の技術向上 に適したトレーニン グ施設の保有

組織運営・人事体制

- ・プロフェッショナル な運営の実現
- •専門家登用実現
- 選手へのトレーニ
- ング及び医療支援 の機会確保

財務

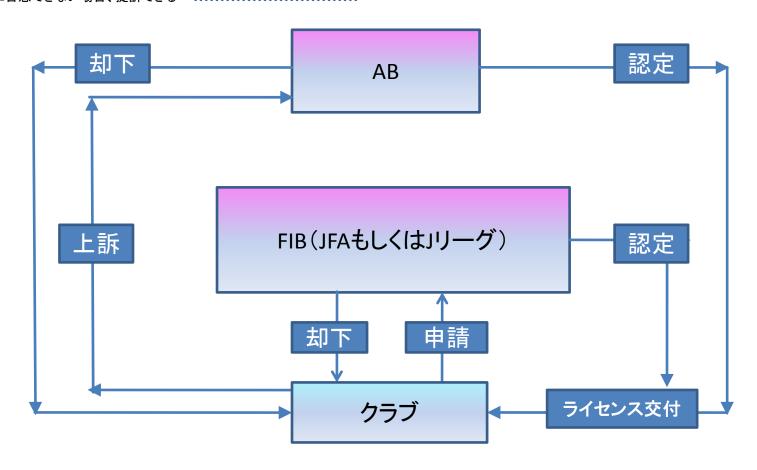
- •経済的•財務的能 力の向上
- •財務的诱明性•信 頼性の強化
- ・必要に応じた債権 者の保護

法務

- ・競技会への参加 に関する基準
- クラブ規約・登記 簿提出
- •所有権と管理

クラブライセンス交付フロー

ライセンス交付の是非についてABの決 CAS 定に合意できない場合、提訴できる



ライセンス交付システムの制裁について

- ・ライセンス交付にあたっては、制裁一覧表を作成する ⇒B基準の不履行に対する制裁等(例:警告・罰金・一定 の期限内に一定の条件を満たす義務等)
- ・制裁一覧表には勝ち点の減点、移籍契約または選手契約締結の禁止、不履行に対する何らかの保証を提出する義務等を盛り込むことができる。
- 制裁はシーズン開始前のみならず、シーズン中も課すことが可能。

15

クラブライセンス制度導入スケジュール(1/2)

日程	項目
2010年3月23日	AFC特別委員会にてクラブライセンス制度導入が承認。
2010年3月26日	AFC理事会において上記承認
2010年10月31日	各国協会におけるライセンスマネージャー(LM)の決定
2010年12月上旬	LM対象AFCセミナー開催
2011年4月30日	クラブライセンスドラフト提出期限(各国協会⇒AFC)
2011年11月30日	ドラフト承認(AFC⇒各国協会)
2011年5月下旬 ~12月末	LMによる国内各クラブ対象セミナー開催

クラブライセンス制度導入スケジュール(2/2)

日程	項目
2012年1月31日	国内各クラブへの申請フォーマット配付
2012年1月31日 ~6月30日	各クラブ申請準備期間
2012年6月30日	クラブライセンス申請締切
2012年7月1日	審査及び上訴可能期間の開始
2012年11月30日	審査及び上訴可能期間の終了
2012年11月30日	ライセンス交付決定連絡(各国協会⇒AFC)
2013年	AFCチャンピオンズリーグ出場

17

今後の対応

- ・クラブライセンス制度導入プロジェクト(仮)発足
- •ライセンスマネージャー(LM)の設置
- ・LMによる国内クラブライセンス制度説明会の実施
- ・他国の現行クラブライセンス制度の調査
- •AFC交付規則を踏まえた国内ライセンス規定内容の策定
 - -各審査基準の定義
 - -懲罰基準
 - -審查·上訴(FIB·AB)基準
- ・JFA・Jリーグ規約の見直し
- ・申請フロー(申請者⇒ライセンサー⇒AFC)・スケジュール策定
- ・提出書類フォーマット策定